

田 や 第 2 3 4 号
令 和 7 年 7 月 2 日

各 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 等 算 定 事 業 者 （ 所 ） 様

田 辺 市 保 健 福 祉 部 長
（ 公 印 省 略 ）

「令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書」の提出について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度に介護職員等処遇改善加算（令和6年4・5月分については旧処遇改善加算・旧特定加算・旧ベースアップ加算）の算定を行った田辺市指定の事業者におかれましては、令和6年度分の最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、当市まで実績報告書を提出する必要があります。

つきましては、令和6年度の介護職員等処遇改善加算等を算定している最終のサービス提供月が令和7年3月の事業者にあつては、下記により実績報告書の提出をお願いします。

記

1. 提出期限

令和7年7月31日（木）必着

※年度途中で事業廃止や算定を中止した場合は最終の加算の支払いがあった月の翌々月末

2. 提出書類

次の書類を提出してください。（様式は、田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページ、「介護職員等処遇改善加算等の（実績報告）について」に掲載しています。）

【URL: <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>】

- ① 別紙様式3-1（介護職員等処遇改善加算等実績報告書 令和6年度）
- ② 別紙様式3-2 個票（令和6年4・5月分）
- ③ 別紙様式3-3 個票（令和6年6月以降分）

※令和6年度処遇改善計画書を別紙様式7-1の様式で提出した事業者のみ、別紙様式7-2の様式で令和6年度処遇改善実績報告書を提出することもできます。なお、処遇改善計画書を別紙様式6で作成した事業所は、通常の場合と同様に、上記①～③の提出が必要です。

3. 提出方法及び提出先

① 電子申請・届出システム

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

・「申請届出メニュー」は、「6. 他法制度に基づく申請届出」を選択し提出してください。

・Excelのファイル名は法人名に変更してください。（例）株式会社〇〇.xlsx

② メール

・実績報告書エクセルファイルをやすらぎ対策課指導係のメールアドレス

【yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp】までお送りください。件名は、「【法人名】

裏面へ

令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告」としてください。

③ 郵送又は持参

- ・ **2部**提出してください。
- ・ 郵送にあたっては、簡易書留等の発送又は収受の記録ができる方法としていただき、封筒に「令和6年度 介護職員等処遇改善加算等実績報告」と明記してください。

4. その他の留意事項

- 各月の給与明細や勤務記録、国民健康保険団体連合会から毎月送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(令和6年5月～令和7年4月審査分)等、実績報告書の積算根拠となる資料については、提出の必要はありませんが、別途本市から求める場合がありますので、求められた場合は、速やかに提出できるよう適切に保管しておいてください。
- 介護サービス事業所等を複数運営している事業者は、複数の事業所等に係る実績報告書を一括して作成することができます。ただし、その場合であっても、提出はそれぞれの指定権者に対して行う必要があります。
- 実績報告書作成に当たり、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老発0315第2号令和6年3月15日通知)を必ずご確認ください。

提出先 〒 646-8545 田辺市東山1丁目5番1号
田辺市役所内 田辺市 やすらぎ対策課 指導係
電話 0739-33-7033 FAX 0739-25-3994
メールアドレス: yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp